

平成30年 第7回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	平成30年7月10日(火) 午前9時30分～10時10分
2. 場 所	にかほ市役所金浦庁舎 第3会議室
3. 委員総数	11名
4. 出席した委員(10名)	2番 齋藤勝義      3番 齋藤文男 4番 佐藤 直      5番 森 榮一      6番 巴 朋之 7番 佐藤久美子   8番 齋藤久江      9番 加藤朋光 10番 伊東正志      12番 小林 豊
5. 欠席した委員(1名)	11番 遠藤 豊
6. 総会議長	会長 小林 豊
7. 会議録署名委員	2番 齋藤勝義      6番 巴 朋之
8. 出席した事務局職員	副主幹班長 小森俊英      副主幹 三浦利枝 (事務局長臨時議会出席のため、欠席)
9. 議事日程	第1 会議録署名委員の指名 第2 会議書記の指名 第3 会期の決定 第4 諸般の報告 第5 議案審議
報告第10号	農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について て ・・・【8件】
報告第11号	農地の転用事実に関する照会について ・・・【1件】
議案第28号	農地法第3条の規定による所有権移転の件について ・・・【1件】

- 議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定の件について  
 . . .【 1 件】
- 議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の  
 件について . . .【 2 件】
- 議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う使用貸借権設  
 定の件について . . .【 1 件】
- 議案第 32 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定  
 について . . .【 30 件】
- ◆事務局班長 ただ今より、平成 30 年第 7 回にかほ市農業委員会総会を開  
 会致します。  
 はじめに、会長よりご挨拶をお願い致します。  
 (開会 午前 9 時 30 分)
- ◇会長 【 会長挨拶 】
- ◇議長 それでは審議に入る前に欠席者を報告いたします。11 番遠藤  
 豊委員より欠席の届け出がありました。  
 ただ今の出席委員は、委員総数 11 名中 10 名です。出席委  
 員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたし  
 ました。
- ◇議長 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。  
 2 番 齋藤勝義委員、6 番 巴 朋之委員の両名をお願いい  
 たします。
- ◇議長 日程第 2 会議書記を指名いたします。  
 会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。
- ◇議長 日程第 3 会期の決定の件を議題といたします。  
 会議の会期は、本日 1 日限りと決定してご異議ございません  
 か。  
 . . .〈異議なしの声あり〉. . .
- ◇議長 ご異議ないようですので、会期は本日 1 日限りといたします。

◇議長

日程第4 諸般の報告でございます。

【 詳細に報告 】

◇議長

日程第5 議案審議に入ります。

報告第10号農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について上程します。事務局の説明をお願いします。

◆事務局班長

はじめに議案書の訂正をお願いいたします。

【 訂正箇所の説明 】

◆事務局班長

それでは、報告第10号について、説明させていただきます。4頁、5頁をお開き下さい。報告第10号-1につきましては、携帯電話の中継施設建設の予定地としての申し出があり、今年度の耕作が出来ないことによる合意解約であります。なお、解約による農地の転用許可につきましては、認定電気通信事業者による中継施設の敷地に供する場合は、例外規定により許可を要しない行為となります。

報告第10号-2につきましては、高速道路の建設予定地として売買予定のため、合意解約するものであります。この場合も農地転用許可の許可を要しない行為となります。

報告第10号-3につきましては、農地中間管理事業を利用するための合意解約であります。解約した農地につきましては、議案第32号-21に上程されております。

報告第10号-4から6につきましては、受人が同一であり新規借受人の申し出による現在の受人との合意解約であります。解約した農地につきましては、それぞれ議案第32号-14、9、12に上程されております。

報告第10号-7につきましては、新規借受人の申し出による現在の受人との合意解約であります。解約した農地につきましては、議案第32号-11に上程されております。

報告第10号-8につきましては、渡人都合による合意解約であります。解約した農地につきましては、議案第28号に農地法3条による所有権移転として上程されております。

◇議長

報告第10号-1から8の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、報告第10号-1から8については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長 ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長 報告第11号農地の転用事実に関する照会について上程いたします。事務局の説明をお願いします。

◆事務局班長 6頁をお開き下さい。報告第11号農地の転用事実に関する照会が、秋田地方法務局本荘支局よりありました。位置図を7頁、公図を8頁に掲載しております。現地は金浦飛の工業団地から海岸沿いを通って芹田に抜ける道路沿いでありまして、風車が建っておりますけれども2本目の風車の近くということになります。現況は畑としての利用は認められず、周囲から灌木等が浸食してきており、境界もはっきりしない状況となっております。

現地については、遠藤豊委員と事務局職員が状況調査を行い、現況写真・航空写真により確認した上で非農地と判断して回答したことを報告いたします。

◇議長 報告第11号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、報告第11号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長 ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長 次に議案第28号農地法第3条の規定による所有権移転の件について上程します。事務局の説明をお願いします。

◆事務局班長 9頁をお開き下さい。議案第28号につきましては、譲渡人

の農業廃止と譲受人の経営規模拡大により申請するものであります。

受人の経営状況等農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てを見なしていると考えます。

◇議長

議案第28号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第28号については許可することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に議案第29号農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件について上程します。事務局の説明をお願いします。

◆事務局班長

10頁になります。議案第29号につきましては、住所は違いますが親子であり、経営移譲年金受給のための使用貸借権の再設定であります。

◇議長

議案第29号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第29号については許可することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に議案第30号農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件について上程します。事務局の説明をお願いします。

◆事務局班長

11頁以降になります。議案第30号-1についてご説明いたします。申請地は、金浦駅東側に位置する登記地目畑の農地であります。位置図を17頁、公図を18頁に掲載しております。

申請の理由は、譲受人が現在の居宅の老朽化に伴い既存住宅の一部を取り壊したうえで新たに住宅を建築するものでありますが、建築基準法により敷地が道路に2メートル以上接する義務があり、現在の接道部分は既存住宅の接道として使用されているため、併せて4メートルの接道を確保する必要があることから、隣接する農地を購入するものであります。この接道については、議案第30号-1参考資料としてインターネットからとった情報であります。18頁の公図を見ていただくとわかると思いますが、申請地を黒い太線で囲んであります。そちらに隣接する8-8、25-2、28-4これは現在道路です。申請地が25、10-9というところになりますけれども、いわゆる参考資料の絵にあるような旗ざお状の敷地ということになります。道路からの入口のほうは狭くて奥の方が広がっているというような敷地です。こちらの参考資料にも書いておりますけれども、「建築物の敷地は幅員4メートル以上の道路に2メートル以上接しなければならない」これを満たしていないと住宅を建築することができません。現在、住宅を新築、改築を考えておりましたらとすると接道を4メートル以上確保する必要があるということで、転用であれば転用申請している所に住宅等を建てるのが通常ですが、今回の場合は、接道を確保するために農地を転用するという案件になります。農地区分については、市街化区域のその他区域で、いわゆる用途区域と言われるものになります。そのようなところにある農地は第3種農地と判断しております。現地につきましては由利地域振興局職員及び佐藤直委員に確認してもらっています。

◇議長

議案第30号-1の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第30号-1については許可することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定いたします。

◇議長 続けて議案30号-2について、説明をお願いします。

◆事務局班長 20頁以降になります。議案第30号-2についてご説明いたします。申請地は、JR羽越線沿の西側になります。金浦駅から南に約350メートルに位置する登記地目は田で、現況は畑の農地であります。線路を挟んでマックスパリュの反対側ということになります。付近見取図を24頁、公図を25頁に掲載しております。

申請地は、譲受人の配偶者の祖父が所有する農地ですが、無償で譲り受けて、居住用住宅を建築するものです。

農地区分については、市街化区域のその他区域であり、第3種農地と判断しております。現地につきましては由利地域振興局職員及び佐藤直委員に確認してもらっています。

◇議長 議案第30号-2の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第30号-2については許可することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定いたします。

◇議長 次に、議案第31号農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件についてを上程します。事務局の説明をお願いします。

◆事務局班長 27頁以降となります。議案第31号についてご説明します。申請地は仁賀保高原にある登記地目が牧場の農地であります。仁賀保高原に風力発電施設を建設する計画があり、工事用車両通行用地及び送電設備を埋設するための作業ヤードとして使用

するための一時転用であります。転用面積は 3,894.50 m<sup>2</sup>であります。この農地は、農用地区域内農地であり農地転用は原則不許可であります。仮設等の一時的な利用でありますので、農地法の不許可の例外として認められております。現地につきましては由利地域振興局職員及び加藤朋光委員に確認してもらっています。

◇議長 議案第 3 1 号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第 3 1 号については許可することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定いたします。

◇議長 次に、議案第 3 2 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局班長 3 7 頁以降になります。市長より、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権の設定の計画が 3 0 件でありまして、賃借権等の新規が 2 2 件、再設定が 8 件、利用権の総面積は 197,637 m<sup>2</sup>です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を全て満たしております。

それではまず議案第 3 2 号－1 から 1 7 までご説明いたします。

議案第 3 2 号－1 については、使用貸借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

議案第 3 2 号－2 から 5 については受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第 3 2 号－6 については、使用貸借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。



議案第32号-7と8については、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第32号-9から17については受人が同一であり、9から16はいずれも解除条件付き賃借権の新設、17については解除条件付き使用賃借権の新設であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は記載のとおりであります。

◇議長

議案第32号-1から17までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇10番 伊東委員

先ほどの説明でありましたが、13番■■■■さんですが、住所も■■■■さんと同じでしょうか。

◆事務局班長

■■■■さんは弁護士でありまして、■■■■さんはこちらの住所になり施設に入所しておりますけれども、成年後見人として弁護士の■■■■さんが就いておられます。

◇議長

他にご質問はございませんか。

◇8番 齋藤委員

9番、10番とありますが、作付面積■■■■円となっておりますが、2,406㎡のうち、全部を作付出来ないという状況で受けているので、作付面積と付けているのでしょうか。

◆事務局班長

■■■■さんの契約は全てが作付面積という契約になっております。この作付面積の内容ですが、ここに掲載されているのは登記されている面積となり、転作面積として計上されるのが水張面積で、実際に作付される面積を実績として上げておりますので、■■■■さんは水張面積で契約していることとなります。

◇8番 齋藤委員

かなり条件の悪いところも請け負っているので、水張の部分でさえもぬかったりして行けないところもあるのではないかと思います。

◇議長

他にご質問、ご意見ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第32号-1から1

7については、原案通り承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局班長

議案第32号-18から20については、農地中間管理事業を利用するものでありまして、いずれも賃借権の新設であります。それぞれの契約条件は、議案に記載の通りであります。

◇議長

議案第32号-18から20までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第32号-18から20については、原案通り承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長

次の議案第32号-21は、5番森榮一委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限により退席願います。

〈5番森榮一委員退席〉

◇議長

議案第32号-21について、事務局の説明をお願いします。

◆事務局班長

それでは50頁になります。議案第32号-21については、農地中間管理事業を利用するものでありまして、賃借権の新設であります。契約条件は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第32号-21の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第32号-21については原案通り承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。  
5番森榮一委員の入室を許可します。  
〈5番森榮一委員着席〉

◇議長

続けて事務局の説明をお願いします。

◆事務局班長

議案第32号-22から30については、農地中間管理事業を利用するものでありまして、22から29については、いずれも賃借権の新設、30については、使用貸借権の新設であります。それぞれの契約条件は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第32号-22から30の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第32号-22から30については、原案通り承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。  
これをもちまして総会を閉会致します。ありがとうございました。

(閉会 午前10時10分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

平成30年7月10日

会議録署名委員

総会議長                      会長  
\_\_\_\_\_

委            員                      2 番  
\_\_\_\_\_

委            員                      6 番  
\_\_\_\_\_